

平成30年 7月12日制定

平成31年 3月29日改正

## 京都市ブロック塀等の緊急除却促進事業助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府北部を震源とする地震により、ブロック塀等の安全性が改めて社会問題化する中で、地震時に倒壊のおそれのあるブロック塀等の安全確保を目的として、本市内の道路等、公園等、児童利用施設に面したブロック塀等を緊急的に撤去し処分する（以下「除却」という。）工事に要する費用に対する助成金の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 助成事業 第10条第2項の規定による通知（以下「交付決定通知」という。）を受けて実施する請負契約及び除却工事をいう。
- (2) 道路等 人の通行の用に供する道（建築物の敷地内の通路を除く。）をいう。
- (3) 公園等 都市公園法第2条に規定する都市公園（緑地を除く。）その他の公園及び児童遊園その他の児童が利用する遊び場又は広場をいう。
- (4) 児童利用施設 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）、保育所、児童厚生施設、認定こども園、小規模保育事業所等をいう。
- (5) ブロック塀等 組積造（れんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造）の塀及び補強コンクリートブロック造の塀をいう。
- (6) 申請者 この要綱に定めるところにより助成金の交付を受けようとする者をいう。
- (7) 耐震診断 別表第1に定めるチェックリストによる安全点検をいう。

### (助成対象ブロック塀等)

第3条 助成金の交付対象となるブロック塀等（以下「助成対象ブロック塀等」という。）は、次に掲げる基準のいずれにも適合することを要する。

- (1) 本市の区域内に存するブロック塀等であること。
- (2) 次に掲げるいずれかに該当するブロック塀等であること
  - ア 道路等に面するブロック塀等
  - イ 公園等に面するブロック塀等（当該公園等の所有者又は管理者が維持管理責任を負うものを除く。）
  - ウ 児童利用施設に面するブロック塀等（当該児童利用施設の所有者又は管理者が維持管理責任を負うものを除く。）
- (3) 道路等、公園等又は児童利用施設の地面からの高さが1メートル以上の部分を有するブロック塀等であること。
- (4) 耐震診断の結果、別表第1に定める基準に適合していないと判断されたブロック塀等であ

ること。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次に掲げる基準のいずれかに適合する者とする。ただし、国、地方公共団体その他の公的機関を除く。

- (1) 助成対象ブロック塀等の所有者で助成事業を実施する者
- (2) 近隣住民その他の助成対象ブロック塀等の関係者であって、所有者の同意を得て助成対象ブロック塀等の助成事業を実施する者

(共有者の同意)

第5条 助成対象ブロック塀等が複数の者の共有に属する場合は、申請者は、共有者の全員の同意を得なければならない。ただし、同意が得られない特別の事情がある場合において、市長がやむを得ないと認めるときはこの限りでない。

(助成対象工事)

第6条 助成金の交付の対象となる工事(以下「助成対象工事」という。)は、次に掲げる基準のいずれにも適合することを要する。

- (1) 道路等、公園等又は児童利用施設に面する助成対象ブロック塀毎に、地面よりも上部に存する助成対象ブロック塀等(基礎の部分を除く。)の全部を除却する工事であること。ただし、倒壊した場合に、道路等、公園等又は児童利用施設の利用者に危害を加えるおそれのない部分に限り、対象工事から除くことができるものとする。
- (2) 除却する助成対象ブロック塀等について、過去にこの要綱に定める助成金、同種類似の助成金その他の金銭的給付の交付を受けていないこと。

(助成対象費用)

第7条 助成金の交付の対象となる費用(以下「助成対象費用」という。)は、助成対象ブロック塀等(基礎の部分を含む。)の除却に要する費用とする。

2 助成対象費用には、助成対象工事に係る消費税相当額又は地方消費税相当額は含めることができない。

(助成金の額)

第8条 助成金の交付額は次のいずれかのうち最も少ない額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

- (1) 助成対象費用に3分の2を乗じて得た額
- (2) 除却の対象となる助成対象ブロック塀等の長さ(10センチメートル未満切捨て)に1メートル当たり8,000円を乗じて得た額
- (3) 150,000円

(交付の申請)

第9条 申請者は、交付申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、当該年度の3月1日までに市長に申請し、交付決定を受けなければならない。

- (1) 助成対象ブロック塀等の撤去前の写真(道路等、公園等又は児童利用施設側から撮影した全体の写真)及び写真撮影方向図
- (2) 耐震診断の結果、別表第1に定める基準に適合していないと判断した根拠となる写真
- (3) 付近見取図

- (4) 助成対象ブロック塀等の位置，長さ及び高さを記した資料
- (5) 助成対象工事の見積書
- (6) 申立書（除却するブロック塀等の所有者である旨を記載したもの）
- (7) 所有者の同意書（所有者以外の者の申請の場合に限る。）
- (8) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第10条 市長は，前条の規定により，交付申請書が提出された日から7日以内に助成金の交付及び交付予定額を決定するものとする。ただし，当該期間内に決定ができない合理的な理由があるときは，当該期間を延長することができる。

2 市長は，前項の規定により交付を決定したときは，速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を文書により申請者に通知するものとする。

（助成対象工事の履行）

第11条 助成対象工事は，交付決定通知を受けた日以降でなければ着手してはならない。

（助成対象工事の履行期限）

第12条 申請者は，当該年度の3月15日（以下「完了期限」という。）までに助成事業を完了し，第14条の規定に基づき実績の報告を行わなければならない。

（変更又は中止等の申請）

第13条 申請者は，助成事業の内容を変更しようとするとき又は助成事業を中止し，若しくは廃止しようとするときは，速やかに市長と変更内容又は中止若しくは廃止について協議しなければならない。

2 申請者は，助成事業の内容，助成対象費用又は経費の配分を変更しようとするときは，変更承認申請書（第2号様式）に変更内容に関する書類を添えて，速やかに助成事業の変更の申請をしなければならない。ただし，次に定める軽微な変更の場合はこの限りでない。

- (1) 助成金の交付予定額に変更を生じない工事内容，助成対象費用の変更又は経費の配分の変更
- (2) 助成事業の予定期間の延長
- (3) 工事施工者の変更
- (4) 申請者の住所又は連絡先の変更
- (5) その他市長が認めるもの

3 申請者は，助成事業を中止又は廃止しようとするときは，中止・廃止承認申請書（第3号様式）により，速やかに助成事業の中止又は廃止の申請をしなければならない。

4 市長は，申請者から第2項又は前項の規定による申請があった場合において，当該申請の内容を認めたときは，文書により，その旨を申請者に通知するものとする。

（実績の報告）

第14条 申請者は，助成事業の完了後速やかに，かつ，完了期限までに，完了実績報告書（第4号様式）に，次の各号に掲げる書類を添えて，市長に報告しなければならない。

- (1) 助成事業に係る請負契約書又はこれに代わる書類の写し
- (2) 助成事業に要した費用を支出したことを証する領収書の写し
- (3) 助成事業の実施状況を示す写真（道路等，公園等又は児童利用施設側から撮影した全体の

着手前及び完了後の写真)及び写真撮影方向図

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付額の決定)

第15条 市長は、前条の規定により、実績報告書が提出された日から30日以内に交付額の決定をするものとする。ただし、当該期間内に決定ができない合理的な理由があるときは、当該期間を延長することができる。

2 市長は、前項の規定により交付額を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を文書により申請者に通知するものとする。

(請求)

第16条 申請者は、第15条第2項の規定に基づく通知を受けた日から30日以内に助成金請求書(第5号様式)により助成金の請求を行わなければならない。

(市の助成)

第17条 市長は、前条の請求を受けた場合は、予算の範囲内において、この要綱に定めるところに従って実施されるブロック塀等の助成事業を実施する者に対し、助成金を交付するものとする。

(境界標として設置されたブロック塀等の措置)

第18条 境界標として設置されたブロック塀等(以下「境界ブロック塀等」という。)については、第3条第1項第2号イ中「公園等に面するブロック塀等(当該公園等の所有者又は管理者が維持管理責任を負うものを除く。)」を「公園等に面するブロック塀等」と、第3条第1項第2号ウ中「児童利用施設に面するブロック塀等(当該児童利用施設の所有者又は管理者が維持管理責任を負うものを除く。)」を「児童利用施設に面するブロック塀等」と読み替える。

2 境界ブロック塀等に係る助成対象者は、第4条の規定にかかわらず、境界ブロック塀等の所有者で助成事業を実施する者(境界ブロック塀等が面する公園等又は児童利用施設の所有者を除く。)とする。ただし、国、地方公共団体その他の公的機関を除く。

3 境界ブロック塀等の除却工事に係る助成対象費用は、第7条第1項の規定にかかわらず、助成対象ブロック塀等(基礎の部分を含む。)の除却に要する費用のうち前項に規定する助成対象者が負担すべき費用とする。

4 境界ブロック塀等の除却工事に係る助成金の額は、第8条の規定にかかわらず、次のいずれかのうち最も少ない額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(1) 前項に規定する助成対象費用に3分の2を乗じて得た額

(2) 除却の対象となる助成対象ブロック塀等の長さ(10センチメートル未満切捨て)に1メートル当たり4,000円を乗じて得た額

(3) 75,000円

(交付決定の取消し)

第19条 市長は、次に掲げるいずれかの事情が生じたときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することができる。

(1) 条例及びこの要綱の規定に違反したとき。

(2) 交付決定を受けた申請者が助成事業を実施しなかったとき。

(3) この要綱に定める助成要件を欠くに至ったとき。

(4) 第1号から前号までに掲げる場合のほか、助成金を交付することが適当でなくなったと市長が認めたとき。

(報告の徴収)

第20条 市長は、助成事業の実施状況等の確認に必要な限度において、申請者又は工事施工者に対し、当該助成事業の実施状況等に関し報告をさせることができる。

(補則)

第21条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市計画局建築指導部長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

1 補強コンクリートブロック造の塀の場合		
安全点検項目		基準
①	塀の高さ	・2.2m以下
②	塀の厚さ	・高さ2mを超える塀で15cm以上
		・高さ2m以下の塀で10cm以上
③	控え壁の確認 (高さ1.2mを超える時)	・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁がある
④	基礎の有無	・基礎がある
⑤	健全性の確認	・全体的に傾いていない ・ひび割れがない ・人の力でぐらつかない 等
2 組積造(鉄筋のないコンクリートブロックの塀を含む)の塀の場合		
安全点検項目		基準
①	塀の高さ	・1.2m以下
②	塀の厚さ	・塀の厚さが十分ある(各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上ある)
③	控え壁の確認 (高さ1.2mを超える時)	・塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁がある
④	基礎の有無	・基礎がある
⑤	健全性の確認	・全体的に傾いていない ・ひび割れがない ・人の力でぐらつかない 等

(様式)

第1号様式 交付申請書

第2号様式 変更承認申請書

第3号様式 (中止・廃止)承認申請書  
第4号様式 完了実績報告書  
第5号様式 助成金請求書